

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
温泉法第2条、第13条	温泉法第2条により規定された温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道府県徒事の許可を受けなければならない。	c	-	温泉と異なり「濃縮温泉水」はその使用に当たり、何らかの希釈を必要とすることが想定されることから、その製造を含め、性状が大きく変更されていると解し、温泉法に規定する温泉には該当しないものと考えている。従って、温泉法に基づく許可対象とならないことから、ガイドラインを設ける必要はないものと考えている。		z1300001	環境省	濃縮音泉水を温泉法に基づく温泉と同等にとり扱ってもらいたい。	5012	50120001	11	株式会社 ヒロ	1	濃縮音泉水を温泉法に基づく温泉と同等にとり扱ってもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>温泉法による温泉は、湧出する場所で温度が25度以上、又は所定の成分が1つ以上含まれていれば温泉として温泉利用許可を受け、公共の用に供することができるとされており、法に基づく温泉は、事実上その温泉施設の浴槽における成分ではなく、20km以上の長距離引湯、50%以上の多量の加水、加温、7日以上の上り過循環温泉再利用、塩素・薬剤・浴用剤投入等々が当然としてある。更には、最もひどい例は井戸水、水道水を用いて温泉利用許可を受けている例もある。この他、タンクローリー輸送の温泉供給を受けて温泉利用許可を受けている。これ等は全て人為的に手を加え加工しているものであり、温泉施設の浴槽でその温泉の性情を変えて大きいから温泉法に基づく温泉ではない」と申されるように、前述した温泉を法の基の温泉とするので、いわゆる「濃縮温泉水」も、ガイドラインを設けてでも温泉法に基づく温泉として取り扱ってもらいたい。</li> <li>温泉の成分が濃縮可能な範囲で加工することができる。・本件を要望するにわゆる「濃縮温泉水」は、消費者をこまかくするものではない。・「濃縮音泉水」は、特許製法で源泉温泉水の「水のみ」を蒸発させて所定の倍率に濃縮し、浴槽において水道水等で所定の倍率に希釈すれば、ほぼ源泉温泉成分に戻る。・温泉水の温泉成分をほとんど変えることなく濃縮するためにコンパクトになり、輸送コストが抑えられ、消費者に温泉を手軽に提供できる。・利用者は、濃縮温泉水を浴槽に入れ、水道水等で希釈し、加温すれば源泉温泉にほぼ(95%以上)戻る。・特にアレルギー・体質の方々へ自宅の浴槽で温泉治療ができる。・「濃縮温泉水」は、天然温泉の源泉を用いて水の蒸発加工のみのために、天然温泉の保護に役立つ。(加水、再利用、薬品投与等が全くないため)・「濃縮温泉水」は、天与の恵みの天然温泉と本物温泉にこだわりをもって取り組んでいる。</li> <li>温泉法に基づく既存温泉施設で、温泉掛け流し以外の施設(全国温泉施設の70%~80%)の浴槽内の温泉成分と「濃縮温泉水」を浴槽に入れ、水道水等で所定の倍率に希釈した温泉成分を比較して、その性情の変更はほとんどなく、勝るとも劣ることはないと言及できる。・環境省は、温泉の性情が小さい、大きいと「濃縮温泉水」を性情の変更が大きいと言いつけているので、本要望の回答は、その基準値と、どのような測定方法(いわゆるものさし)なのかを客観的にも解り易く、明確にお答え下さい。・本要望対象の「濃縮温泉」も既存温泉、タンクローリー輸送供給と同様に、適切な対象として、対応できるはずである。・温泉利用許可済みの既存温泉・温泉施設が、法の基に的確な温泉であれば、全国の温泉を揺るがすようなこともないはずである。・法の基の平等と、温泉行政の不公平を即座に改善していただきたい。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>濃縮温泉の水質検査結果書「下湯原温泉・5倍・20倍濃縮温泉水・及び濃縮温泉水を水道水で20倍に希釈時の成分検査結果」</li> <li>長野県伊那保健所管内「早太郎温泉」温泉成分分析書(説明)</li> <li>長野県温泉利用許可申請書及び添付書類(温泉成分指示内容)</li> <li>長野県が認め、長野県伊那保健所が行っている不作為行為による温泉行政を確認した公文書の抜粋資料</li> <li>長野県が平成16年8月5日現在まとめた「旅館・ホテル等の入浴施設及び公衆浴場調査結果集計表」抜粋(胸ヶ根市部分)</li> <li>長野県内で、タンクローリー輸送の供給を受け、温泉利用許可されている温泉施設の抜粋</li> </ol>		
浄化槽法第2条	下水道法では、個別処理方式を下水道として定義していない。下水道事業の実施にあたっては予定処理区域を事業計画に定めて事業を実施することとしている。	c	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>集合処理方式については下水道等において、個別処理方式については浄化槽において適切に役割分担しながら事業を推進しています。仮に、ご指摘の通り下水道施設の定義を個別処理方式の施設に拡張した場合は、事業が重複し、同様の施設整備を2つの事業で行うことになり、また二重投資の恐れがあり、国民経済上極めて不合理となります。現在、下水道・農業集落排水の集合処理方式と浄化槽の個別処理方式については、汚水処理の適切な役割分担を定めた都道府県構想にもとづいて整備を推進しているところで、集合処理区域と個別処理区域について、「厳格な線引き」とありますが、国では地方公共団体に対して社会情勢の変化や地域の実態に合わせて適切に見直しを図るように技術的助言を行っており、今後も適切な見直しを推進していくこととしています。今後も各事業が連携を図りながら効率的な汚水処理施設の整備を推進して参りたいと考えております。</li> </ul>		z1300002	国土交通省、環境省、農林水産省	下水道事業の多角化と民間開放	5020	50200002	11	株NUSE&M	2	下水道事業の多角化と民間開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の定義を個別処理方式の施設に拡張する。</li> <li>集合処理区域と個別処理区域を厳格に線引きせず、個別事情に応じて処理方式を選択し、一体的な整備を可能にする。</li> <li>民間の下水道事業者を認める(既存施設はリース)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集合処理と個別処理の所管官庁がバラバラになっているため、効率的な事業計画を立て難い状況にある。</li> <li>集合処理区域は厳格に線引きされていて、その変更を機動的に行うことは想定されていない。このため、個別処理方式への変更が円滑に行われにくい状況にある。</li> <li>民間の下水道事業者を認める(既存施設はリース)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者として上下水道事業を一体として運営できるようにすれば一層の効率化が可能となる。(上記要望1参照)</li> </ul>	
特になし	非常勤公務員の採用に関しての規定というものは存在しない。	e	-	制度上の規制というものは存在しない。		z1300003	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に最適な募集採用費用を算定し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。	民間の求人情報事業者が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第1項、第11条第2項 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)第22条 既存の一般廃棄物処理施設において産業廃棄物の財産処分について、(平成16年5月24日付廃対発第040524005号廃棄物・リサイクル対策部長廃棄物課長通知)	一般廃棄物のみを処理することを目的で国庫補助を受け整備した施設については、環境大臣の承認を得ることによって産業廃棄物を処理することが可能である。	b	-	一般廃棄物のみを処理することを目的で国庫補助を受け整備した施設については、環境大臣の承認を得ることによって産業廃棄物を処理することが可能となっているところであるが、災害廃棄物である産業廃棄物の処理については、届出により当該施設において可能とするなど、具体的に検討していきたい。		z1300004	環境省	災害廃棄物の迅速かつ適正な処理	5045	50450001	11	愛知県政策研究セミナーグループ	C	1	災害廃棄物の迅速かつ適正な処理	本年度は例年になく風水害等の多い年である。風水害等による災害廃棄物が発生したところでは、市町村等が廃棄物の迅速な適正処理を総力挙げて行っているところである。 災害廃棄物は市町村等のごみ焼却施設等により、生活環境の保全や公衆衛生を図るため、ごみ処理の迅速かつ適正な処理を行う必要があるが、市町村のごみ処理施設等の多くは、一般廃棄物のみを処理する目的で国庫補助を受け、整備した施設であるため、災害廃棄物を分別した結果、生ずる産業廃棄物を処理することはできない。 そこで、災害時のみの特例として、災害救助法の指定を受けた市町村においては、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、生活環境の保全等を図るため、環境大臣に申請等することにより、一般廃棄物のみを処理する目的で国庫補助を受け、整備した施設においても、産業廃棄物を処理することができるよう要望する。	本年5月、環境省から、産業廃棄物の適正処理の推進のため、国庫補助を受けた市町村のごみ処理施設等において、「環境大臣の承認を得た場合には産業廃棄物の処理を可能とする」旨の通知が出され、環境大臣の承認を受けた場合には、国庫補助を受けた市町村のごみ処理施設等で産業廃棄物を合わせて処理することができることとなり、適格、一般廃棄物に加え新たに産業廃棄物を処理することができることとなった。 例えば、この通知に掲げる条件などに、「災害救助法の指定を受けた市町村」の災害廃棄物を当該市町村等の一般廃棄物処理施設において処理する場合については、生活環境の保全や公衆衛生を図るため、一定期間に限り、一般廃棄物に加えて産業廃棄物を処理することができるとしては、手遅れとなる場合が懸念されることから、災害救助法の指定を受けた市町村に限り、災害廃棄物の処理について特例措置が必要と考えられるため。	添付資料1:概要 添付資料2:平成16年5月24日環境対発第040524005号 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長通知 その他:「災害廃棄物である産業廃棄物の処理量を把握する代替措置」としては、「災害廃棄物処理事業費国庫補助金事業実績報告書」によることが考えられる。(昭和50年2月18日 厚生省環第109号 環境事務次官通知)
廃棄物処理法第2条	廃棄物に該当するか否かは、単に有償・無償のみで判断されるのではなく、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであるとされている。	については、 については、 については、	については、 については、 については、	について…「廃棄物処理法が有償譲渡ができない物を廃棄物として規制を及ぼしているのは、有償譲渡ができない物については、たとえそれが最終的にリサイクルされるものであったとしても、今その物を占有している者にとっては価値がなく、市場で取引されていないことも期待できない以上、そもそもに扱われ環境保全上の支障を生じるおそれがあることによるものである。したがって、廃棄物について、後にリサイクルされることを理由に廃棄物処理法の適用除外とすることは不適切である。 について…「廃棄物」が否かと判断する際の輸送費の取扱い等については、都道府県等における実態調査を実施し、現在結果を集計・検証する等の作業をしているところであり、本年度中に解釈通知を发出することとしている。		z1300005	環境省	無償物等のリサイクルを促進するための規制改革	5056	50560095	11	(社)日本経済団体連合会	95	無償物等のリサイクルを促進するための規制改革	無償あるいは逆有償であってもリサイクルできるものについては、リサイクルが促進されるよう、資源有効利用促進法および各種リサイクル法等を拡充し、廃棄物処理法を適用外とするなど、規制を緩和すべきである。 まず少なくとも、有償で取引される物品について、輸送費を含めると逆有償になる場合であっても、引き取り先での処理内容を勘案し、リサイクルと認められる場合には、「有償物」と同様に扱うべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において「平成16年度中に、『廃棄物』が否かと判断する際の輸送費の取扱い等について統一した解釈を示す」旨盛り込まれたところであり、上記要望が実現されるよう、解釈を示すべきである。 さらに、逆有償であっても、明らかにマテリアルリサイクルとしてのビジネスが成立しているものについては、廃棄物処理法の適用除外とすべきである。	現行廃棄物処理法は、廃棄物の適正処理、特に不法投棄の未然防止を重視しているため、「廃棄物」を広範囲に定義するとともに、廃棄物処理に対して厳格な規制と信頼な許可手続を規定している。このため、循環型社会の一種の推進が基となることにもかかわらず、廃棄物処理法は、資源循環・リサイクルに取り組む場合であっても、厳格な規制を一時的に課している。このことから、実際には、逆に、リサイクルが促進されている場合もある。廃棄物の適正処理とリサイクルを促進するためには、「不法投棄を厳しく罰し、リサイクルは規制を緩和して推進することが必要である。」との見解が示されたことに加え、廃棄物と判断する絶対的な基準はない旨示された。2004年1月の水戸地裁判決内容を、行致として十分に斟酌すべきである。 「有償物」と「無償物」の区分けを厳格にすべきである。現在、製造業者がリサイクルを促進しようとして、リサイクル原料を製造生じた場合に、近地からの仕入れについては廃棄物処理法の規制を受けずにリサイクルできるとはならず、遠地からリサイクル原料を入れた場合には、輸送費がかかるとして「廃棄物」とし、産業廃棄物中輸送費の許可が必要となるといった事象が生じている。全く状況の同じ物であっても、近地から運んだ場合は有償物、遠地から運んだ場合は無償物となるのは、循環型社会の促進といった趣旨に反する。 「パチンコポード」の資源として利用される木屑、セメント等と同等の有効活用される廃材等と、既にマテリアルリサイクルとしてのビジネスが成立しているものがある。このような物については、逆有償であっても、産業廃棄物法の対象外とすべきである。このような規制改革が行われれば、リサイクル事業への参入が容易になり、循環型社会の推進につながる。	資源循環・リサイクルに取り組む場合においても、廃棄物処理法上の「廃棄物」と定義された場合には、「廃棄物処理施設」の許可が必要になり、リサイクルされない場合と同様の厳しい規制が課せられる。現行廃棄物処理法の下で「廃棄物」が否かは、「物の性状や排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」とされている。 また、有償で取引される物品であっても、運搬費用が買取金額より高くなる(運搬費の逆さ)など逆有償の場合には、行政指導によって、「有償物」ではなく、「廃棄物」に分類してしまうため、当該物品を購入するリサイクル業者は、廃棄物処理業及び施設の許可が必要となる。	
廃棄物処理法第7条第1項、第14条第1項、第14条の4第1項	排出事業者の構内であっても、当該法人以外の者が、業として廃棄物の収集運搬を行う場合には、廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要がある。	b		排出事業者の構内であっても、当該法人以外の者が、業として廃棄物の収集運搬を行う場合には、当該廃棄物の性状に応じた適切な収集運搬を行う必要があり、当該能力を担保するため廃棄物収集運搬業の許可の取得を必要としているものであり、同一事業場内であるか否か、あるいは資本関係のある子会社か否かによって変わるものではない。また、分社化は企業の一部門である場合に比較し経済的な独立性を確保し競争力を高める等の目的で行うものであるから、新たに経理的基礎をはじめとする申請者の能力に係る基準を審査した上で、業の許可を取得していただく必要がある。 ただし、これまで同一敷地内で当該法人以外の者が排出事業者の補助者として廃棄物の収集等を行うような場合は、排出事業者の自ら処理として許可の対象にしていない。この補助者の取扱い等については都道府県等における実態調査を実施し、現在結果を集計・検証する等の作業をしているところであり、本年度中に解釈通知を发出することとしている。		z1300006	環境省	分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し	5056	50560096	11	(社)日本経済団体連合会	96	分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し	近年における企業の分社化、連結グループ化等の取組みに鑑み、廃棄物処理法のあり方についても、企業の経営実態に対応した法規制に見直すべきである。 具体的には、資本関係、処理対象物(親会社からの供給のみ等)、収集運搬ないし処理の場所(同一敷地内等)の諸条件を勘案し、廃棄物の処理に係る管理監督においても実質的に支配関係にあると判断される場合には、別法人であっても、親会社による自己処理と同等の扱いとする特例措置を講ずるべきである。少なくとも、排出事業者の連結子会社など一定以上の資本関係がある事業者が、当該排出事業者の構内(同一敷地内)のみにおいて、当該排出事業者の廃棄物の収集運搬のみを受託する場合であって、親会社が廃棄物処理全体を管理していることが明らかなる場合には、「自己処理」と同等に位置付け、廃棄物収集運搬業の許可を不要とすべきである。その他、親会社の土地や設備を子会社が借用して事業活動を行い、親会社に所有権がある設備等を子会社が廃棄した場合、子会社が排出事業者として、親会社の費用負担によって処理委託することについても認めべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において、「分社化等の企業経営の変化に対応して、排出事業者の補助者(排出事業者が廃棄物の処理を自ら行っているものとして許可の対象としない者)として認められる範囲について、平成16年度中に、明確化する」とされたことは評価でき、経営実態に則して上記要望が実現されるよう、着実に措置すべきである。	近年、わが国企業は国際競争力強化・構造改革の一環として、分社化などグループ経営を促進しているが、廃棄物処理法の規定はこういった企業経営の変化に対応した規定となっていない。 とりわけ、構内での収集運搬を連結子会社が行う場合は、不法投棄が行われることは考えにくく、許可は不要とすべきである。多くの企業では、事業所構内の緑化・美化・清掃ならびに事業所構内の収集運搬作業を連結子会社等に委託しているケースが一般的である。 許可業者は必ずしも適正業者ばかりではないという実態を踏まえ、外部の許可業者に委託する方が、連結子会社・関係会社に委託するよりも、不適正処理のリスクを負うといった不安がある。 産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県(保健所設置市にあっては市長)の許可を受けなければならない。排出事業者の関係会社が、当該排出事業者の構内での収集・運搬のみを行う場合であっても、法人格が異なる場合には、業の許可が必要とされている。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
産業廃棄物処理法第15条第2項、同法施行規則第9条の2、第10条の3、第11条	産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、廃棄物処理法施行規則第9条の2又は第10条の3に規定する申請書及び添付書類、第産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者は、廃棄物処理法第15条第2項及び廃棄物処理法施行規則第11条に規定する申請書及び添付書類を提出しなければならない。	措置d	-	について…産業廃棄物処理業の許可申請手続に係る書類については、廃棄物処理法施行規則において様式を定めているところであり、さらに、平成11年3月31日付け厚生省水道環境部産業廃棄物対策室長通知(衛産第24号)において産業廃棄物処理業の許可申請書に添付すべき書類の様式に、標準の様式を示し、その統一に努めるよう指導してきているところである。 について…許可申請手続の電子化については、各種行政手続一般の電子化として、都道府県等又は民間事業者における普及状況に照らして検討すべき課題であり、現状において申請手続をインターネットで行うまでの条件整備はなされていないと考える。また、申請書類の簡素化については、2004年4月に先行許可証の活用ほか、住民票の写し等について複写書類の活用を図るべく通知するなど対応してきているところ。 について…保健所設置市における産業廃棄物処理事務の実施の在り方については、現在、その組織体制の実情等を踏まえて検討中である。		z1300007	環境省	産業廃棄物処理業の許可手続きの合理化・電子化(新規)	5056	50560097	11	(社)日本経済団体連合会	97	産業廃棄物処理業の許可手続きの合理化・電子化(新規)	都道府県・保健所設置市・特別区ごとに、産業廃棄物処理業の許可申請手続に係る書式がまちまちであり、書式を統一化しよう。環境省は地方自治体に指導・徹底を図るべきである。 産業廃棄物処理法上の行政手続について、環境省ならびに地方自治体間の情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続をインターネットで行えるようにすべきである。その際、許可情報について地方自治体間で共有し、民間事業者が複数の地方自治体で許可を取得する場合には、ある一つの地方自治体に手続を行えば、その他の自治体への行政手続は大幅に簡素化できるようにする。また、廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。 産業廃棄物処理業に係る許可権限を広域化するべきであり、少なくとも都道府県および政令指定都市単位に集約すべきである。	産業廃棄物処理業を行うにあたっては、当該業を行うとする区域を所管する都道府県知事、保健所を設置する市の市長、特別区の区長の許可を個々に取得することが求められている。		
産業廃棄物処理法第12条第7項、第8項、第9項、第12条の2第8項、第9項、第10項	前年度における産業廃棄物の発生量が1,000トン以上(特別管理産業廃棄物については、50トン以上)である事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して、都道府県知事に提出しなければならないとされている。	措置c	措置e	について…多量排出事業者の判断基準としての「産業廃棄物の発生量」については、従来より廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点で量を計測している。これは、産業廃棄物発生量の過半を超える多量排出事業者に対し、処理計画の作成及び都道府県への報告を義務づけることにより、産業廃棄物の発生状況の太宗を把握するとともに、自己直接再生量や自己中間処理も含めて廃棄物の減量化の状況を把握し、その促進を図るといふ本制度の趣旨によるものであり、外部への委託量のみ計上することは本制度の趣旨に沿わないと考える。 について…平成13年に環境省が策定したマニュアルでは「製造業等」と「建設業等」に分けて処理計画の作成単位を示すなど、業態特性にも配慮しているところである。 について…当該マニュアルがさらに活用されるよう都道府県等に働きかけていきたい。		z1300008	環境省	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定・報告義務の合理化	5056	50560098	11	(社)日本経済団体連合会	98	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定・報告義務の合理化	多量排出事業者の判定基準である「前年度の産業廃棄物発生量(特別管理産業廃棄物発生量)」については、その排出量は「外部へ処理委託する量」のみを加算すればよいこととし、自事業場内の処理施設で減量化や有効利用した廃棄物量は含まないこととするべきである。 また、多量排出事業者の判定基準については、建設現場からの建設廃棄物については、建設現場からの建設廃棄物については、実際の都道府県毎に異なっていることなどから、当該計画の策定及び報告に係る事務量は膨大なものとなっている。とりわけ建設現場では、工事現場が対象事業場となるため、排出・報告先の都道府県が年毎に変わる。また、過去の計画内容や実績取りまとめの内容が年々変化し、毎年新たな事務作業が生じている。当該事務量が膨大なため、かなりのコスト負担が生じていることのみならず、提出・報告の期限(毎年6月30日)に遅延が生じるとともに、煩雑な事務作業となっており、データの信頼性も低下している。全国的にデータの共有化が図られれば、産業廃棄物の適正処理・処分における広域的な検討が可能となるなど、効果的な利用が実現できる。	産業廃棄物処理法の平成12年改正によって、前年度の産業廃棄物発生量が1,000t/年以上又は特別管理産業廃棄物が50t/年以上の事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、当該事業場に係る「産業廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及びその実施状況」の報告を作成し、当該地域を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこととなった。併せて、都道府県知事は、これらの処理計画やその実施状況について、1年間、公表の経緯に供する方式で公表することとされた。		
産業廃棄物処理法第15条の3第1項	産業廃棄物処理施設の設置者が、環境関連法令の罰金刑を受けるなど欠格要件に該当した場合は、廃棄物処理施設の設置許可が取り消される。設置者の役員等が欠格要件に該当した場合でも、同様である。	措置c	-	廃棄物処理法以外の環境関連法令の罰金刑を受けた者について欠格要件としているのは、廃棄物の適正な処理は生活環境の保全を一つの目的としていることから、廃棄物の処理と密接に関連した生活環境の保全を目的とする制度について違反した者に廃棄物処理施設の設置許可を与えるのは適当でないと考えられるからである。また、悪質な業者(処理業者・事業者)にさらに厳格に対応するため、平成15年廃棄物処理法改正により、欠格要件に該当した者については、適正な処理を行うことがもはや期待できないことから、必ず廃棄物処理施設の許可を取り消さなければならないとしたものである。なお、廃棄物処理施設の設置許可については、自社排出の廃棄物の処理であるか否かで施設の稼働による生活環境保全上の影響は変わるものではないため、その許可基準において自社排出の処理を行うか、他人に委託されて処理を行うかという区別はしていない。		z1300009	環境省	廃棄物処理施設に係る許可の取消要件の見直し(新規)	5056	50560099	11	(社)日本経済団体連合会	99	廃棄物処理施設に係る許可の取消要件の見直し(新規)	(1)法改正により、製造業等において下記の事象が発生することになった。 事業所内の製造プラントにおいて、何らかの過失や事故によってその他の環境関連法令違反を引き起こしてしまった場合に、廃棄物処理施設の許可を取り消されると、事業所内の廃棄物の自己処理ができなくなる。ひいては製造業等の事業活動そのものが継続できなくなる(事業所敷地内の各製造プラントから産業廃棄物処理施設まで一連のプロセスとなっていることから、廃棄物処理施設が使用できなくなった場合、川上の製造プラントまで停止しなければならない)。 複数の事業所を有する製造業者の場合、ある一つの事業所の製造プラントにおいて、上記のような事象が発生した場合、当該事業所のみならず、当該製造業者が有する全ての事業所の産業廃棄物処理施設の許可が取り消されるため、全事業所の廃棄物の自己処理ができなくなり、ひいては全事業活動そのものが継続できなくなる。(2)環境省は「今回の産業廃棄物処理法改正の趣旨は悪質な産業廃棄物処理業者の取締り強化にある」と公に解説しているところであり、産業廃棄物処理業として行わない製造業者等が、過失や事故によってその他の環境関連法令違反を引き起こしてしまった場合に、事業所内の廃棄物の自己処理ひいては事業活動そのものが継続できなくなるといふのは、行き過ぎた規制強化と考える。(3)製造業者等は、事業活動に伴って生じる排水等の廃棄物は、法が求める「自己処理の原則」に基づいて、専ら、事業所内で処理・減少化して敷地外に出すように取り組んでいるところである。しかしながら、上記のように環境リスクが増大化すると、「環境負荷削減」や「廃棄物削減・再資源化」等に積極的に取り組む企業の姿勢に悪影響を及ぼしかねない。	平成15年12月施行の改正産業廃棄物処理法により、廃棄物処理業ならびに処理施設の許可の取消要件が強化された。その一つとして、事業者が、大気汚染防止法、騒音・振動規制法等の環境関連法令( )違反で罰金刑を受けた場合、5年間にわたって「欠格要件」に該当することとなり、廃棄物処理業のみならず処理施設に係る許可も取り消されることとなった。加えて、5年間、産業廃棄物処理法に係る許可を新規に取得することもできない。 その他、環境関連法令( )違反で罰金刑を受けた場合、大気汚染防止法、騒音・振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁法、悪臭防止法、特定有害廃棄物の輸出入等規制に関する法律、ダイオキシン対策特別措置法、PCBの適正処理に関する特別措置法		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
廃棄物処理法第15条第1項 廃棄物処理法施行令第7条第1号	汚泥の脱水施設のうち一定規模以上のものについては、許可を要する産業廃棄物処理施設としている。	b		汚泥の脱水施設のうち、当該工場又は事業場における事業活動から発生した汚水のみを処理する水処理施設の一装置として設置されており、かつ当該脱水施設が水処理施設と一体的に運転管理され、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響が生じないなど、独立した施設とはみなされないような場合については、許可が必要な施設には含まないこととするなどその解釈の明確化について実態調査を踏まえて検討しているところであり、本年度中に解釈通知を发出することとしている。		z1300010	環境省	汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法の適用除外	5056	50560100	11	(社)日本経済団体連合会	100	汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法の適用除外	汚泥の脱水処理施設のなかには、水処理設備と一体となっており、生活環境に大きな負荷を与えない施設も多いことから、一定の要件を満たす施設については、廃棄物処理法上の施設許可を不要とすべきである。 規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において、平成16年度中に、「汚泥の脱水施設のうち、水処理施設と一体的に運転管理されるなど、独立した施設とはみなされない場合については、廃棄物処理法上の許可が必要な施設には含まないことではないなど、当該施設に関する解釈を明確化する」旨明記されたことは評価でき、上記要望が実現するよう、着実に措置を講じるべきである。		汚泥の脱水施設のなかには、自社の排水処理の一部として設置している脱水機等もあって、これは廃棄物の処理にはあらず、生活環境に大きな負荷を与えることもない。	廃棄物処理法施行令第7条により、「汚泥の脱水施設であって、一日当りの処理能力が十立方メートルを超えるもの」については、産業廃棄物処理施設に該当するとして、施設の使用・変更にあたって、都道府県知事の許可を受けなければならない。
廃棄物処理法第14条第1項、第14条の4第1項	産業廃棄物収集運搬業については都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)による許可を設けており、許可権者の管理監督の下廃棄物の適正な処理を確保しているところである。	b		産業廃棄物収集運搬業の許可内容について、どのような場合が積替え・保管に該当するかについては、基本的には個別具体的な判断によらざるを得ないが、御指摘のような貨物駅等において、飛散・流出等のおそれのない容器に封入された廃棄物が密閉封印されたコンテナのままトラックへ適正な管理の下で載せ替える作業の取扱いについては、都道府県等における実態調査を実施し、現在結果を集計・検証する等の作業をしているところであり、本年度中に解釈通知を发出することとしている。		z1300011	環境省	貨物駅・港における産業廃棄物の収集・運搬に係る規制の見直し	5056	50560101	11	(社)日本経済団体連合会	101	貨物駅・港における産業廃棄物の収集・運搬に係る規制の見直し	貨物駅や港において産業廃棄物がコンテナに密閉封印された状態のままトラック等へ載せかえる作業については、廃棄物処理法上の「積替え・保管」に該当しないとする統一した解釈を示し、各都道府県に対し通知すべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において、「平成16年度中に、貨物駅等において、一定の条件の下で産業廃棄物が密閉封印されたコンテナをトラックに載せ替える作業は『積替え・保管』に該当しないなど、法令上の『積替え・保管』に関する解釈を明確化すると、駅に拠りつけなければならないが、公共の場であり、対応が難しい。同時に、業許可の付与にあたって、住民同意を求め都道府県も、迅速な業許可の取得が困難となる。このことは、港におけるコンテナ等のトラックへの載せかえについても同様である。		(1)鉄道コンテナによる一貫輸送においては、「排出地から発貨物駅」及び「着貨物駅から処理場」までの両端のトラック運搬を行う利用運送事業者は、それぞれ産業廃棄物収集運搬業許可を取得する必要があり、鉄道部分のみの運搬を実施する鉄道運送事業者に許可を要しないものとしても、廃棄物の適切な運搬は可能である。また、産業廃棄物の広域処理を行う場合、コスト面のみならず、環境負荷の軽減からも、鉄道による輸送が適している。安全で確実な鉄道コンテナによる一貫輸送の形態に鑑み、産業廃棄物収集運搬ネットワークの構築を促進すべく、規制を緩和すべきである。 (2)少なくとも、貨物駅における密閉封印されたコンテナの載せかえ作業は、廃棄物の飛散・流出等が生じるおそれなく、廃棄物処理法で想定する「積替え・保管」の概念とは異なることと解される。廃棄物処理法上の「積替え・保管」に該当するが、駅に拠りつけなければならないが、公共の場であり、対応が難しい。同時に、業許可の付与にあたって、住民同意を求め都道府県も、迅速な業許可の取得が困難となる。このことは、港におけるコンテナ等のトラックへの載せかえについても同様である。	(1)産業廃棄物の収集・運搬を業として行う場合は、当該業を行うとする区域を管轄する都道府県知事の許可が必要である。鉄道運送事業者が産業廃棄物を運搬する場合、発着の貨物駅で取り扱う廃棄物の品目ごとに、当該発着駅が所在する都道府県知事から、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しなければならない。 (2)産業廃棄物を密閉封印されたコンテナで、鉄道運送事業者や船舶運送事業者を介して運搬する場合、最終的に廃棄物処理場へ搬入するまでに、駅や港で密閉封印されたコンテナをそのままトラックに載せかえる作業が発生する。このトラックに載せかえる作業を、都道府県によっては、産業廃棄物の「積替え・保管」に該当すると判断するところがある。 駅や港における当該コンテナの載せかえ作業を、廃棄物処理法上の「積替え・保管」と判断された場合、同法の積替え・保管基準(積替え作業を行うスペースに高い壁を設ける等)を満たす必要がある。 加えて、同作業を廃棄物処理法上の「積替え・保管」と判断された場合、産業廃棄物収集運搬業の許可取得にあたって、条例等により周辺住民の同意等を求められるなど、業の許可の取得に非常に時間がかかる。
廃棄物処理法第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項	産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者については、当該試験研究を行う者が営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しないものとして取り扱ってきたところであり、その際には、都道府県等において試験研究の計画の確認や、生活環境保全上の観点から必要な指導を行っていただけたところ。	d		これまで産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者については、当該試験研究を行う者が営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しないものとして取り扱ってきたところであり、その際には、都道府県等において試験研究の計画の確認や、生活環境保全上の観点から必要な指導を行っていただけたところ。		z1300012	環境省	廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化[新規]	5056	50560102	11	(社)日本経済団体連合会	102	廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化[新規]	廃棄物を使用した試験研究の扱い、とりわけ県外からの廃棄物を使用した試験研究の扱いについて、国が、廃棄物由来の供試材は有価物と同様の扱いとする旨省令化するなど、地方自治体による廃棄物処理法上の判断の差が生じないよう、地方自治体に指導・徹底を図るべきである。		試験研究等の供試材について、公共機関・団体から有価物として購入しようとしても、会計処理上の理由等により、販売してもらえないのが実情である。環境に配慮した要件等の理由により無償で提供を受けることが可能であっても、試験研究を実施する場所を所管する地方自治体において、廃棄物であるとの理由で廃棄物処理法上の許可等の規制を求めることは、循環型社会の促進といった趣旨に反すると考える。 廃棄物処理に関する技術的向上やリサイクル化を阻害することのないよう、不法投棄等の違法行為には厳しく罰する一方で、適正に行う試験研究やリサイクル化には規制を緩和すべきである。	廃棄物を使用した試験研究について、廃棄物処理法上の明確な規定がなく、都道府県等が過去の事例をもとに独自に判断しているため、都道府県によってその扱いが異なっているのが実情である。 例えば、ある県では、条例もしくは指導要綱に基づいて、県内で発生した廃棄物が県外で発生した廃棄物かを問わずに、生活環境の保全に配慮した試験研究計画書の提出を条件として、廃棄物を供試材として、あるいは有価物と同等の扱いとして、廃棄物を使用した試験研究が認められている。 他方、ある別の県では、条例や指導要綱の規定も存在しないまま、過去の慣例による規制・指導が行われている。この場合、県内発生廃棄物の場合は、試験計画書を提出すれば認められるが、県外発生廃棄物を供試材とする場合には、「県外廃棄物の取扱い」に関する指導要綱の規定に基づいて、供試材といえども元は廃棄物であることを理由に、廃棄物処理法の規制が適用されると判断される。 この結果、試験研究者ではなく、排出責任者が県と事前協議を行い、廃棄物処理法上の許可を取得しなければならないという、極めて煩雑な手続きが必要となる。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
<p>廃棄物処理法第2条第4項第1号</p> <p>「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日 環産第276号)</p> <p>平成9年12月厚生省告示第259号</p> <p>平成9年12月厚生省告示第261号</p>	<p>建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるものうち、含水率が高く微細な泥状のものは、無機性汚泥として取り扱われており、土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとしている。</p> <p>また、再生利用認定制度の対象となる産業廃棄物等については、告示で定めている。</p>	c	-	<p>廃棄物について、廃棄物処理法により取扱いそのものを管理する必要があるのは、取引価値が無いこと等により不要であるために放置されるなどそんざいに扱われ、それが原因で生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に持っているためであり、建設汚泥もこのような事情により従来から廃棄物として取り扱っているところである。なお、当然ながら建設汚泥を改良し、有価物として利用できるようになれば廃棄物処理法は適用されない。廃棄物にあたるか否かの判断時点も、不要物であるためにそんざいに扱われる可能性が生ずる時点、すなわち排出された時点で判断されることが基本である。建設汚泥については、その脱水過程で薬剤を用いては、脱水処理後であっても、多少の降雨等により即座に流動性を持ち、流出する等の生活環境保全上の支障を生じさせるようなもの(土砂)とされ、廃棄物処理法の規制が及ばなくなる可能性があることから、脱水処理後において廃棄物か否かの判断を行うことは適当ではないと考える。なお、のうち建設汚泥に係る再生利用認定制度については、現在認められている高規格堤防の築造材以外に、汚泥の再生利用の促進に寄与し、再生品の利用が見込まれる等の要件を満たす見込みの再生利用の方法を通知し</p>		z1300013	環境省	廃棄物処理法上の「建設汚泥」に関する取扱いの見直し	5056	50560103	11	(社)日本経済団体連合会	103	廃棄物処理法上の「建設汚泥」に関する取扱いの見直し	<p>建設汚泥のリサイクルを促進する観点から、「建設汚泥」に係る廃棄物処理法上の扱いを見直す必要がある。建設汚泥改良土と建設発生土を一体化したリサイクルのルール作りを行うべきである。</p> <p>とりわけ、泥水シールド工事における掘削泥の取扱いについて、現行のように、掘削泥から一定規模以上の砂分を除去した時点で性状で判定するのではなく、脱水処理後の性状によって、土砂か汚泥かを判定すべきである。また、高規格堤防の築造材に認められている、建設汚泥に係る環境大臣の再生利用認定特別制度について、再生利用技術の進歩等に伴って、その認定対象、認定方法について緩和する方向で見直すべきである。とりわけ、地方自治体が行う各種公共工事において、本制度の適用を積極的に認めていくべきである。</p>	<p>産業廃棄物処理法上、「産業廃棄物」とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥等の廃棄物をいう」とされており、「建設汚泥」も産業廃棄物とされている。</p> <p>コーン指数200kN/m以上であれば、汚泥ではなく土砂と定義され、産業廃棄物から外れるが、土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行う」とされている(掘削泥から砂分を除去した時点で性状で判定)。(「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成11年3月29日))</p>		
<p>地方公共団体の指導要綱 行政指導</p>	<p>地方公共団体が条例を制定するなどしている。</p>	d	-	<p>廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の設置そのものが、生活環境保全上の支障を来すおそれがある一方、廃棄物処理が日常生活及び経済活動にとって必要不可欠な事業であることから、住民の理解を得て円滑に実施していくことが重要である。したがって法律の趣旨を逸脱しない限りにおいて、適正な処理であることについて住民の理解を得て円滑に実施していく観点から、地域の事情に応じて条例を制定することは否定できないと考える。一方、廃棄物処理法と地方公共団体の条例、行政指導等との関係は法律の趣旨を逸脱しないが常に注視しているところであり、過去の施行通知においてその趣旨について徹底しているところ。</p>		z1300014	環境省	「廃棄物処理法」に係る事前協議制の見直し	5056	50560104	11	(社)日本経済団体連合会	104	「廃棄物処理法」に係る事前協議制の見直し	<p>地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引き続き指導していくべきである。</p> <p>少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純焼却処理を行うのではなく、リサイクルなど資源循環を行う場合には、地方公共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直しを行う、地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。</p>	<p>事前協議が必要となると、許可の取得に非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、持ち込み予定の処理業者が、最終処分を行うリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の審査を受ける必要がある。昨今の環境意識の高まりにより、優良処理業者への域外からの処理依頼が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。</p> <p>こうしたことから、排出者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的に近隣の最終処分場に向かうケースもあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっている。</p>	<p>産業廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等に当たって、地方公共団体との事前協議は求められていない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許可の取得、更新の申請を行う際に、事前協議を行うことが義務付けられる。</p>	
<p>水質汚濁防止法第9条</p> <p>大気汚染防止法第10条、第18条の9</p>	<p>水質汚濁防止法及び大気汚染防止法の規定により、都道府県知事又は政令市長は、水質汚濁防止法に基づく特定施設並びに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設(以下、「特定施設」という。)に係る設置や構造の変更等をする場合、都道府県知事又は政令市長に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。ただし、都道府県知事が届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができる。</p>	d	-	<p>大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の当該規定は、事業者が着工した工事等に着目し、二重投資の発生を防止することを目的としており、60日という期間は、都道府県知事が審査を行うに必要な期間であると同時に、事業者にとり長期間届出をしないという考えに基づいて定められており、実際に審査に60日程度を要する事案も存在する。</p> <p>その上で、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の規定では、都道府県知事又は政令市長は、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設並びに水質汚濁防止法に基づく特定施設(以下、「特定施設」という。)の設置や構造の変更等に係る60日の実施制限期間を短縮することができることとしている。同項の規定の趣旨は、適切な位置等の届出を行った場合には、実施制限期間の経過を待たずして設置の工事等を行えるようにして、そのように運用されているところ。</p> <p>本規定の趣旨的な運用については、平成8年9月24日付大府環第133号・水環第309号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」において、「大気汚染防止法のばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設並びに水質汚濁防止法の特定施設の設置・構造変更等の届出(以下、「特定施設」の設置等届出という。)の審査を行う、届出受理・現地調査等又は、届出基準等に適合するかどうかの判断は、届出を受けずに済むものではないため、ある程度届出について期間延長の可能性が認められず、届出を行った者の立場を不安定にすることとなるため、実際の運用上、不都合である。</p> <p>以上により、制度の運用については、現行法に基づき、都道府県知事又は政令市長が個別の届出内容に応じて実施制限期間の短縮を行うことが適切である。今後とも、必要に応じて、実施制限期間の短縮に努めるとともにその旨を事業者やかに事業者へ通知するよう都道府県知事及び政令市長に指導等を実施することが妥当であると考える。実施の制限は存在せず、截止した日から10日以内に届け</p>		z1300015	環境省	水質汚濁防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る届出の緩和	5056	50560106	11	(社)日本経済団体連合会	106	水質汚濁防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る届出の緩和	<p>水質汚濁防止法に基づく特定施設等ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすべきである。</p>	<p>着工の約30日前まで施設内容が確定できない場合が多々あるため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しいのが現状である。</p> <p>現行規定は、1960年代に設定されたものであり、現在のように、環境保全に関わる体勢が整った状況では過剰なものと考えられる。スピード経営が求められる時代にあっても、60日間の遅れは非常に大きな事業機会の損失になる。技術進歩の促進に併せて、自治体における審査も迅速化を図るべきである。</p> <p>環境省は、平成11年4月の「大気汚染防止法および水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理について」により、実施制限期間の短縮措置を積極的に都道府県知事に通知した。その結果、審査に要した日数が30日以内である割合が約9割にあり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えているとのことである(環境省「対応状況」(2003年4月)より)。</p> <p>このような状況を踏まえれば、「実施制限期間は原則30日間とし、届出施設の内容が複雑である等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長することとする」べきである。企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければいけない」というままでは、都道府県等の審査機関の短縮努力が、企業の業務上のメリットにつながらない。</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく「特定施設」ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、都道府県知事に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第3項、第8条第1～3項、第12項の3、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第4条、第7条の2、水質汚濁防止法第4条の2、水質汚濁防止法施行令第4条の2	瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸内法」)に基づき(特定施設の設置、変更の許可に関する事前評価制度は、当該特定施設の設置、変更により同施設からの汚水等の排出が、瀬戸内海の環境を保全する上において著しい悪影響を生じさせるおそれがないことを、周辺公共用水域に重点を置いて、事業者が立証するための制度である。なお、特定施設の定容許可については、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則(以下、施行規則)第7条の2により、事前評価を要しない場合が規定されている。右規定により、処理施設の処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の異なる処理後の一日当たりの量が定まず、かつ排出水の排出の方法に変更がない場合等に、事前評価を要しないこととされている。また、平成16年1月には、施行規則第7条の2が改正され、事前評価を要しない施設が拡大された。一方、水質汚濁防止法は、瀬戸内法及び水質汚濁防止法に基づき、人口、産業が集中し、汚染が著しいに類する限定的な地域である瀬戸内海等について、COD、窒素及びりんに係る水質汚濁防止法の規制を目的として、当該地域から発生する汚濁負荷量の総量を総合的かつ計画的に削減するための制度である。	c	-	水質総量規制は、瀬戸内海における水質環境基準を確保することを目的に、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量(生活環境項目のうちCOD、窒素、りん)の総量を削減するための制度である。しかし、ある項目が総量規制基準値を下回る場合であっても、その排水濃度が増加したり、他の項目の負荷量が増加すれば、排水口周辺の公共用水域において水質が悪化し生活環境が損なわれることがある。瀬戸内法はこのような環境悪化のおそれがないことを確認するために事前評価制度を設けており、総量規制基準値を下回ることをもって、事前評価を行わないとすることはできない。なお、瀬戸内法においては、総量規制基準項目以外の物質、項目も事前評価の対象としている。		z1300016	環境省	瀬戸内法に基づく(総量規制対象事業所における排水処理施設に係る変更手続の緩和[新規]	5056	50560107	11	(社)日本経済団体連合会	107	瀬戸内法に基づく(総量規制対象事業所における排水処理施設に係る変更手続の緩和[新規]	汚濁負荷量が規制値を大幅に下回っている場合(例えば総量規制の5割以下)には、事前評価の変更手続は不要(あるいは手続きの簡素化を図る)とすべきである。総量規制の枠を大幅に下回っている場合には、ある項目の汚濁負荷量を削減するために、他の項目の値が多少変化したとしても、その項目に対する新たな濃度と負荷量の削減は求めないこととすべきである。告示・縦覧が必要な場合でも、遅くとも30日以内に許可証が発行されるよう、手続きの迅速化を図るべきである。	瀬戸内法制定当時と比較すれば、産業活動の汚濁源対策が非常に効果をあげている結果、汚濁源は産業系から生活系・内部生産系に移行していることから、現行の瀬戸内法の規制は現状にそぐわなくなってきた。工場の排水処理が改善されても、設置許可申請の都度、過度な改善を求められる規定となっており、企業の負担が大きいため、非常に時間がかかり、迅速な事業展開が行えない。	(1)瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、排出水の汚濁負荷量に係る総量規制を受けている事業所において、総量規制の特を大幅に下回っている状態を保持したまま、特定施設の構造等を変更する場合であっても、総量規制の事前評価の定額値を越え、事前評価・告示縦覧といった手続が必要となり、時間と費用がかかる。(2)具体的には、以下のような事例に於いては、前掲げた事前評価の定額値を越え、事前評価・告示縦覧を要する必要がある。汚濁負荷量を削減するための汚濁負荷削減率によって、削減率・負荷量ともに削減される場合であっても、汚濁負荷削減率が定額値を越えた場合には、告示縦覧を要される。総量規制が設定されている複数の物質のうち、ある一つの物質に係る規制値および汚濁負荷量を削減できたとしても、他の一つの物質が削減率を定額値を越えた場合は、告示・縦覧の特を大幅に下回っている状態を保持したままであったとしても、告示縦覧を要する必要がある。(3)一つの地方自治体において、指導担当部署と瀬戸内法担当部署と二つの部署があり、それぞれが異なる部署が行われるため、許可までに多大な日時を要し(複数部署との事前評価から縦覧、許可発行まで2週間程度)、事業運営の機会損失となる。	
騒音規制法、振動規制法	騒音規制法・振動規制法(以下法という。)は工場騒音・工場振動の規制を工場単位で行うこととしており、規制対象となる工場等であるか否かを著しい騒音・振動を発生する施設を設置しているかどうかで判断している。工場等に設置する施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」として政令で定められている。すなわち、法においては特定施設とは規制の対象となる工場等の判断の基準になるもので特定施設から発生する騒音・振動のみを規制対象とするものではない。	b		政令で定める特定施設は、今後の実態調査、機械の開発・改良等に応じて逐次改訂していく方針であり、最近では平成11年7月に金属加工機械として切断機を追加したところ(騒音規制法)。また地方公共団体に依頼して過去に苦情が発生した場所等において測定等を実施し、未規制施設のデータに関しては集積中である。本要望を受け地方公共団体に対して情報の提供を求める等の取組を早速行ったが、現時点ではスクリー式圧縮機に関して検討し得るデータは乏しかった。来年度以降から実態調査等を実施しデータを蓄積した上で検討していきたい。		z1300017	環境省	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し[新規]	5056	50560108	11	(社)日本経済団体連合会	108	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し[新規]	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリー式圧縮機を対象外とすべきである。	騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960～70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリー式コンプレッサーの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリー式圧縮機を対象外とすべきである。	騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機全般が指定されている。同様に、振動規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい振動を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省省令第1号)	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省省令第1号)	d, b		PRTR制度に基づく(排出量等の届出について)電子届出を行う場合、電子情報処理組織使用届出を都道府県等ごとに提出する必要があるが、同一都道府県等内に複数の事業所を有している場合は、電子情報処理組織使用届出を一度提出すれば同一都道府県等内の複数の事業所について電子届出を行うことができる。また、紙面で行うこととされている電子情報処理組織使用届出については、現在電子にて届出を行えるよう検討を行っているが、システム開発に時間がかかるため、実施時期は未定である。		z1300018	環境省、経済産業省	化学物質管理促進法に基づく(届出手続の合理化)	5056	50560109	11	(社)日本経済団体連合会	109	化学物質管理促進法に基づく(届出手続の合理化)[新規]	「電子情報処理施設組織使用届出書」の届出先について、インターネット上で届出ができるようにすべきである。また、本届出書の届出先について、「化学物質の排出量及び移動量の届出書」の届出先と同じとするなど、複数事業所を所有する企業においても「電子情報処理施設組織使用届出書」の届出先を一ヶ所に統合化すべきである。	工場を有する企業は、PRTR法(化学物質管理促進法)に基づき、政府に対して「化学物質の排出量及び移動量の届出書」(化学物質の排出データ等)を提出しなければならない。本件については、電子届出が可能となったが、電子届出を行うためには、事前に、「電子情報処理組織使用届出書」を都道府県PRTR担当窓口(書面)で提出する必要がある。県内に複数事業所を所有する企業において、「電子情報処理組織使用届出書」の届出先は、基本的に都道府県とされているもののみならず、実際には県庁や政令指定都市など、都道府県内の複数か所に提出しなければならない場合もある。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省省令第1号)	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省省令第1号)に基づき、PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)では、事業者が事業所ごとに環境中への排出量・移動量の届出を行っており、電子届出についても認められている。 PRTR制度に基づく排出量等の届出は、都道府県知事を経由して行わなければならないとされているため(化管法第5条第3項)、電子届出を行う際、事前に提出する電子情報処理組織使用届出の提出先についても都道府県知事等としている(化管法施行規則第12条)。また、電子情報処理組織使用届出は紙面にて提出することとしている(化管法施行規則第12条)。	d, b		PRTR制度に基づく排出量等の届出について電子届出を行う場合、電子情報処理組織使用届出を都道府県等ごとに提出する必要があるが、同一都道府県等内に複数の事業所を有している場合は、電子情報処理組織使用届出を一度提出すれば同一都道府県等内の複数の事業所について電子届出を行うことができる。 また、紙面で行うこととされている電子情報処理組織使用届出については、現在電子にて届出を行えるよう検討を行っているが、システム開発に時間がかかるため、実施時期は未定である。		z1300018	環境省、経済産業省	化学物質管理促進法に基づく届出手続の合理化	5061	50610015	11	社団法人 日本自動車工業会	15	化学物質管理促進法における窓口の一元化	・「電子情報処理組織使用届出書」の提出先を一元化し、郵送による提出も認めたい。 ・もしくは、届出書もインターネット上で申請できるようにする等、企業の負担軽減の方向で制度を見直していただきたい。 ・複数事業所を所有する企業では、届出書の提出先が異なる可能性があり、また行政により提出先の基準が異なる(都道府県/市)等、企業にとって煩雑で負担がかかっている。 ・また、国への提出データと同様のものを、再度自治体に提出するケースも多く、非効率な体制となっている。	・工場を有する企業は、PRTR法(化学物質管理促進法)に基づき、国に「電子情報処理組織使用届出書」(化学物質の排出データ等)を提出している。 ・「電子情報処理組織使用届出書」の申請は、インターネット上で入力できることになっているが、事前に都道府県知事に届出書(氏名、住所等の申請者情報と申請者押印)を提出することになっている。 ・今後、PRTR法は、対象企業を拡大させていく動きがあるが、普及、定着のためにも、企業の負担を極力軽減させ、円滑に利用できる仕組みを構築することが必須である。		
	債権譲渡禁止特約を附している	b		特約解除による事例やリスクについて検討し、適切に対処したい	債権譲渡禁止特約を解除する前と解除した後の具体的な事例やリスク事例を内容とした説明会の開催などを行っていただきたい)	z1300019	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除(新規)	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除(新規)	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省など一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。	
	債権譲渡禁止特約を附している	b		特約解除による事例やリスクについて検討し、適切に対処したい	債権譲渡禁止特約を解除する前と解除した後の具体的な事例やリスクについて、先進的な省庁が主体となって説明会の開催などを行ってほしい)	z1300019	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、統一した対応が求められる。	





該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
廃棄物処理法第15条の3第1項	産業廃棄物処理施設の設置者が、環境関連法令の罰金刑を受けるなど欠格要件に該当した場合は、廃棄物処理施設の設置許可が取り消される。設置者の役員等が欠格要件に該当した場合でも、同様である。	C	-	廃棄物処理法以外の環境関連法令の罰金刑を受けた者について欠格要件としているのは、廃棄物の適正な処理は生活環境の保全を一つの目的としていることから、廃棄物の処理と密接に関連した生活環境の保全を目的とする制度について違反した者に廃棄物処理施設の設置許可を与えるのは適当でないと考えられるからである。また、悪質な業者(処理業者・事業者)にさらに厳格に対応するため、平成15年廃棄物処理法改正により、欠格要件に該当した者については、適正な処理を行うことがもはや期待できないことから、必ず廃棄物処理施設の許可を取り消さなければならないとしたものである。なお、廃棄物処理施設の設置許可については、自社排出の廃棄物の処理であるか否かで施設の稼働による生活環境保全上の影響は変わるものではないため、その許可基準において自社排出の処理を行うか、他人に委託されて処理を行うかという区別はしていない。		z1300023	環境省	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」許可取消規定の見直し	5067	50670014	11	石油化学工業協会	14	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」許可取消規定の見直し	次のいずれかの規制緩和をしていただきたい。環境関係法令違反を欠格要件から外す。 環境関係法令違反により取消すケースは、故意の場合等、著しく悪質なケースに限定する。 自己処理(敷地外に排出する廃棄物を減量する)のための産業廃棄物処理施設については、取消しの対象から外す。		排水等廃棄物は、極力、事業所内で処理・減量した後に敷地外へ出している。事業所敷地内の各製造プラントから、廃棄物処理施設までは、配管等で接続され、一連の流れになっており、廃棄物処理施設が使用できなくなった場合、川上の製造プラントまで停止する。仮に過失や事故によって、環境法令違反を引起し、罰金等の刑罰を受けた場合、廃棄物処理施設の許可が取消され、事業所内の廃棄物の自己処理ができなくなり、ひいては、事業活動そのものの継続ができなくなることは、非常に不合理であるため、何らかの法律上・制度上の手当てをお願いしたい。	現状、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した訳ではなくとも、大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法等の、環境関係法令違反により罰金刑を受けた場合は、5年の間、「欠格要件」に該当し、「産業廃棄物処理施設、処理業について、都道府県知事は、「許可を取り消さなければならない」となっている。また、その間は、施設新規設置の許可、変更の許可、業の更新許可等、本法に係る全ての許可を受けられない。
「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」 「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」 「解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認について」(環企第203号、衛産第35号、11立指第5号)	船舶法第1条に規定する日本船舶であって、次の及びの要件を同時に満たす船舶は、バーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するため、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物となる。 解撤等による金属の回収等、バーゼル条約附属書に掲げる処分作業を行うために輸出される船舶 石綿又はPCB等バーゼル条約附属書に掲げる物質を船舶本体に含有することによりバーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶 したがって、当該船舶の輸出をしようとする者は、当該船舶が仕向地まで自航されるものであるか、曳航等により運搬されるものであるかを問わず、バーゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受ける必要がある。	C	-	我が国においては、船舶のうちアスベスト等有害物質を有するものが、解撤を目的として国境を越える移動がなされる場合、当該有害物質の処分を目的の一つとしている場合には、バーゼル条約の対象になるとみなしている。 有害物質の種類・分量が分からぬまま当該船舶が他国に輸出される場合、当該物質の適正な処理の実施が困難となることは明白であり、輸入国における環境汚染を引き起こしかねない。そのためバーゼル条約では廃棄物の名称や重量等の情報を関係国に提供することを義務付けているところであり、バーゼル法等の手続きを行わず輸出することは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、有害廃棄物等の国内処理の原則に掲げるバーゼル法やバーゼル条約の趣旨に合致しない。 また、実質的に解撤目的での輸出が困難なことから、有害物質の種類や分量については、アスベストやPCB等想定される有害物質について含まれていると考えられる箇所についてサンプル試験等により含有状況を確認することは可能と考えられ、バーゼル法の手続きを終れば輸出は可能であることから、同法に基づく手続きを踏まれるようお願いする。		z1300024	環境省、経済産業省	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	5076	50760005	11	社団法人日本船主協会	5	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、バーゼル法)を所管する各省庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船舶の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。	バーゼル条約を船舶に適用した場合、廃棄物と何ら関係のない「寄港国」が「輸出国」になるほか、安全運搬に必要な船舶の構造や設備機器から有害物質の除去を求められる可能性があると多くの実行・実効上の問題が生じる。このためバーゼル条約締約国会議(COP)では同条約の規定を船舶に適用することについては明確な結論を出ておらず、今後国際海事機関、国際労働機関と協調しつつ環境上適切な船舶解撤のための現実的な解決策を検討することとしている。本年10月下旬に開催されたCOP7についても、同条約事務局は「The Secretariat of the Basel Convention wishes to stress that, at present, while individual countries can make their own dispositions under national law, COP7 did not adopt a legally binding decision requiring the 163 Parties to the Basel Convention to control the export of ships under the terms of the Convention and to prohibit exports without the consent of recipient countries.」との異例のコメントを同条約ウェブサイトで公表している。このような状況下、多くの国が慎重な対応をとる中、わが国では、平成11年5月の通達により同条約の日本籍船舶への適用を決定しており、実質的に同船舶の解撤目的での輸出が困難となっている。従って、日本籍船につきまとうこのハンディキャップを除去し円滑な解撤を確保するために、同通達の廃止を求める。		
環境影響評価法第2条第5項、第5条第1項等、第30条第1項	環境影響評価制度は、大規模な開発事業の実施に先立ち、事業者自らが事業の環境影響の予測・評価、環境保全の措置の検討を行い、その結果を事業内容の意思決定に反映させることにより、より良い事業計画を作り上げていくこととするものである。	C	該当なし	環境影響評価制度は、事業者自らが、事業の実施による環境影響の調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行うとともに、その実施や検討に当たり、国民、地方公共団体等との間で情報交換・意見交換を行いながら、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく一連の手続きである。 このような趣旨からすれば、環境影響評価手続については、同一の事業者が、当初から最後の段階まで、国民等と情報交換・意見交換を行いながら事業計画を作り、その計画に基づき、環境影響評価の結果も踏まえつつ、事業を進めていくことが基本であり、環境影響評価法上もそのように想定されているところである。 また、従前の事業は既に廃止されており、当該事業を引き継ぐことはできないことから、当該事業のために行われた環境影響評価を引き継ぐことはできない。 よって、既に廃止という手続がとられた事業のために過去に行われた環境影響評価の結果を、新たな事業を行おうとする者へ引き継ぐことは、適当ではない。		z1300025	環境省	廃止された事業のために行われた環境影響評価の新規事業者への引き継ぎ	5088	50880001	11	イーレックス株式会社	1	廃止された事業のために行われた環境影響評価の新規事業者への引き継ぎ	廃止された事業のために行われた環境影響評価を新規事業者に引き継ぐことを可能とする。	環境影響評価は引き継ぐことが可能である。同様に廃止された事業のための環境影響評価を引き継ぐことが可能であれば、新規事業者が事業を行う場合、より効率的な環境影響評価が行えるため。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
環境影響評価法第2条第5項、第5条第1項等、第30条第1項	環境影響評価制度は、大規模な開発事業の実施に先立ち、事業者自らが事業の環境影響の予測・評価、環境保全の措置の検討を行い、その結果を事業内容の意思決定に反映させることにより、より良い事業計画を作り上げていくこととするものである。	c	該当なし	環境影響評価制度は、事業者自らが、事業の実施による環境影響の調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行うとともに、その実施や検討に当たり、国民、地方公共団体等との間で情報交換・意見交換を行いながら、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく一連の手続きである。 この手続のうち事業の廃止の公告は、事業者の重大な意思決定の表明であり、事業が廃止され消滅するということを、この手続に關与した国民等に知らしめることと考えるべきであり、また、事業を再度実施することとする場合、通常、一定の期間が経過していること、何らかの事情変更が生じていることが想定されることから、既に実施された環境影響評価手続における調査、予測の前提や、とりうる環境保全措置の内容等について変更が生じる可能性がある。よって、既に廃止という手続がとられた事業のために過去に行われた環境影響評価の結果を、再度実施しようとする事業に係る環境影響評価の結果とすることは、適当ではない。		z1300026	環境省	廃止された事業のために行われた環境影響評価の復活	5088	50880002	11	イーレックス株式会社	2	廃止された事業のために行われた環境影響評価の復活	廃止された事業のために行われた環境影響評価を復活させ、そのまま用いて同様な事業を実施する。	廃止された事業のために行われた環境影響評価を用いて、環境影響の程度が小さいことが明らかでない発電事業を同じ地区で実施する。	環境影響の程度は明らかに小さく、新たな環境影響評価は不要と考えられるため。	
環境影響評価法第11条第1項、環境影響評価法第4条第9項の規定による主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第11条第3項及び第12条第2項の規定による主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項第2第1号(4)	環境影響評価制度は、大規模な開発事業の実施に先立ち、事業者自らが事業の環境影響の調査・予測・評価、環境保全の措置の検討を行い、その結果を事業内容の意思決定に反映させることにより、より良い事業計画を作り上げていくこととするものである。	d	該当なし	環境影響評価における調査は、選定された環境影響評価の項目に係る環境要素の現状に関する情報並びに調査地域の自然条件、社会条件に関する情報を既存の資料等の収集等により行い、その結果を整理・解析することとされている。よって、現行の環境影響評価法上は、同一地区内で過去に実施された環境影響評価において用いられたデータについて、そのまま活用しうるか否かの検討を要する場合もあるが、それを利用して環境影響評価を実施することは可能であり、その結果として、効率的に調査・予測・評価を行い、環境影響評価に要する期間が短縮される場合もあると考えられる。		z1300027	環境省	同一地区の環境影響評価データを利用した環境影響評価の手順の短縮化	5088	50880003	11	イーレックス株式会社	3	同一地区の環境影響評価データを利用した環境影響評価の手順の短縮化	同一地区で過去に実施された環境影響評価データを利用して、環境影響評価の手順を短縮する。	廃止された事業のために行われた環境影響評価データを利用して、環境影響の程度が小さいことが明らかでない発電事業の環境影響評価の手順を短縮する。	環境影響の程度は明らかに小さく、データの利用は問題ないと判断できるため。	
ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第28条	ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第28条第3項により報告を義務づけているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)では報告は義務づけていない。	c	-	ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第28条第3項では、廃棄物焼却炉に係る排出ガス等につきダイオキシン類の汚染の状況を毎年1回以上測定し、測定日時における実測値等を都道府県知事に報告することとなっている。一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)では、廃棄物焼却炉からのダイオキシン類等の排出実績に係る報告を義務付けてはいないが、年間の総排出量を推計するために、環境省が都道府県を通じて事業者等に廃棄物焼却炉の稼働時間、廃棄物の焼却量、ばいじん等の排出量等の報告を求めているものである。このように異なる内容についてそれぞれ必要な調査をしているものであり、報告を一本化することは困難である。		z1300028	環境省	廃棄物焼却炉からのダイオキシン類等排出実績報告の一本化	5089	50890002	11	社団法人 日本化学工業協会	2	廃棄物焼却炉からのダイオキシン類等排出実績報告の一本化	廃棄物焼却炉について廃棄物処理法とダイオキシン法と二本立てとなっている報告を一本化してほしい。	ダイオキシン法施行に伴い、廃棄物処理法の改正と重複する部分が多い。廃棄物焼却炉からのダイオキシン類などの排出実績報告は同じデータを様式をかえて数種類の報告を行っている。提出する事業者も受け取る行政担当者も時間と手間を要しており、一本化すれば効率があがる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
			政府全体に渡る要望であるため、当省単独で回答することはできない 政府全体に渡る要望であるため、当省単独で回答することはできない	政府全体に渡る要望であるため、当省単独で回答することはできない		z1300029	経済産業省、厚生労働省、環境省、総務省、国土交通省	化学物質の名称に必ずCAS番号を併記する。	5089	50890004	11	社団法人 日本化学工業協会	4	化学物質の名称に必ずCAS番号を併記する。	法律に規制されているリスト等に掲載されている化学物質の名称に必ずCAS番号を併記すること。 対象の法律は化学物質名称を記載されている全ての法律である。	CAS番号併記により、化学物質の調査と検索が容易になり、調査時間の短縮とともに間違いが少なくなる。 社内で化学物質一覧表等を作成し管理する場合、CAS番号を付与することで管理がし易く、間違いが少なくなる。	化学物質の名称表記は数文字の短い物質を除き1通りではなく幾つもある場合が多い。現在は化学物質名称だけで照合しており、化学物質の同定等の調査に長時間を要する上に間違いも発生している。他社も同じで、CAS番号併記ではないため調査・検索に苦労している。IT時代にCAS番号での検索は必須である。	
(省工本法第11条)、地球温暖化対策推進法第20条	都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めることとされている。	c		地方公共団体が、自治体の施策として地球温暖化対策地域推進計画の策定及び実施に努めるに当たって、また、地方議会に対して管下の温室効果ガス排出量を説明する必要がある場合に、管下の事業者等の温室効果ガスの排出量や温暖化対策の実施状況を把握することは不可欠である。温室効果ガスの排出はエネルギーの消費のみによるものではなく、また、事業者が実施可能な温暖化対策は省エネルギーに限らず、燃料の転換や燃焼条件の改善など、事業者の実情にあわせて対策の選択肢が存在する。 このため、地方公共団体が地域推進計画を策定し、管下の温室効果ガス排出量を把握するに当たり、自らの判断で、管下の事業者等に対し、二酸化炭素排出量の算定の基礎となる燃料・電力の使用量及び発熱量や炭素排出係数、導入済みの温暖化対策技術、また、二酸化炭素以外の温室効果ガスに関する情報についても提供を求めることがある。環境省が作成した地域推進計画策定ガイドラインでは、その際に必要な技術的情報を提供している。 一方、省工本法では、事業者が省エネを促す目的で、一定規模以上の工場・事業場に対し、電気・燃料の使用量等の報告等を義務付けている。なお、これらのデータは地方公共団体の温暖化対策担当部局が入手できる状況にない。 以上のとおり、地方公共団体による温暖化対策のための情報収集と、省工本法に基づく報告義務は、その趣旨、対象、内容とも必ずしも一致しないものであり、また、上記の通り、地方公共団体は必要に応じて任意の方法で情報収集を行うこととなるため、一元化を行うことは困難である。		z1300030	経済産業省、環境省	エネルギー管理の一元化	5089	50890006	11	社団法人 日本化学工業協会	6	エネルギー管理の一元化	省工本法に基づき、エネルギー指定工場では、定期報告書を各地産業界に提出して管理を受けている。一方、環境省の指導下各地方自治体は、地域推進計画を作り、地域事業者等に温室効果ガスの排出量の実績を求めることを開始した。このエネルギー管理と温室効果ガス管理は、事実上同一である、管理の一元化を求める。	事実上同じ内容のものを産業界と各自治体に提出する必要があり、煩雑である。		
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)	汚染負荷量賦課金は、汚染原因者負担の原則に基づき公害健康被害者に対する補償給付等に要する費用に充てるために、全国の納付義務者が硫酸酸化物(SOx)の排出量に応じて申告納付するものである。昭和63年の公害健康被害の補償等に関する法律の改正により、新たに公害健康被害者を認定しないこととなり、既被認定者は制度改正前の大気汚染の影響により健康を損なったものと考えられることから、納付義務者も昭和62年4月において一定のばい煙発生施設を設置していた事業者者に固定された。これに伴い汚染負荷量賦課金も現在分(前年のSOx排出量を基に算出)と過去分(昭和57年から61年の排出量を基に算出)を合計したものとなり、徴収された汚染負荷量賦課金は現在約5万人いる既被認定者の補償給付等に充てられている。	f		現在の大気系の公健法認定者の健康被害は、63年の制度改正以前の大気汚染に起因するものであると考えられることから、汚染原因者負担の原則に基づき、過去に大気を汚染していた事業者から大気汚染の原因物質の排出量に応じて賦課金を徴収することには引き続き合理性がある。 なお、環境省の環境保健サーベイランス調査結果等これまでの調査結果からは、現在の大気汚染はぜん息の主たる原因をなすものとは考えられず、制度を見直す状況にはないと考えている。	汚染負荷量賦課金は公害健康被害者に係る補償給付等に充てられるという重要な性格を持っていることから公課のひとつに位置づけられ、賦課金が確実に徴収できるようにその徴収手続きは国税徴収の例によることとされている。	z1300031	環境省	汚染賦課金の過去分の見直し	5089	50890007	11	社団法人 日本化学工業協会	7	汚染賦課金の過去分の見直し	汚染賦課金制度は導入から30年、87年の改訂からも17年が経過している。欧米の事例、大気汚染に係る環境保健サーベランス等の考え方も入れ、見直すことを提案する。	汚染賦課金の過去分については制度の主旨から見直しの時期にきていると考える。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
産業廃棄物処理法第15条の3第1項	産業廃棄物処理施設の設置者が、環境関連法令の罰金刑を受けるなど欠格要件に該当した場合は、廃棄物処理施設の設置許可が取り消される。設置者の役員等が欠格要件に該当した場合でも、同様である。	c	-	廃棄物処理法以外の環境関連法令の罰金刑を受けた者について欠格要件としているのは、廃棄物の適正な処理は生活環境の保全を一つの目的としていることから、廃棄物の処理と密接に関連した生活環境の保全を目的とする制度について違反した者に廃棄物処理施設の設置許可を与えるのは適当でないと考えられるからである。また、悪質な業者(処理業者・事業者)にさらに厳格に対応するため、平成15年廃棄物処理法改正により、欠格要件に該当した者については、適正な処理を行うことがもはや期待できないことから、必ず廃棄物処理施設の許可を取り消さなければならないとしたものである。なお、廃棄物処理施設の設置許可については、自社排出の廃棄物の処理であるか否かで施設の稼働による生活環境保全上の影響は変わるものではないため、その許可基準において自社排出の処理を行うか、他人に委託されて処理を行うかという区別はしていない。		z1300032	環境省	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」欠格要件該当の場合の許可取消しに関する規定の見直し	5089	50890008	11	社団法人 日本化学工業協会	8	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」欠格要件該当の場合の許可取消しに関する規定の見直し	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反した訳でなくても、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の環境関係法令違反により罰金刑を受けた場合は、5年間「欠格要件」に該当し、都道府県知事は、産業廃棄物処理施設、処理業について「許可を取り消さなければならない」が、その間は施設新規設置許可、変更許可、業の更新許可等同法に係る全ての許可を受けられないこととなっている。この規制を次のいずれかの形で緩和することを要望する。 環境関係法令違反を欠格要件から除外 環境関係法令違反により許可を取り消すケースを、故意の場合等著しく悪質なケースに限定 自己処理のための産業廃棄物処理施設については取消の対象から除外	事業活動に伴って生じる排水等の廃棄物は、極力事業所内で処理・減量した後に敷地外に排出している。事業所敷地内の各製造プラントから廃棄物処理施設までは配管等で接続され、一連の流れになっているので、廃棄物処理施設が使用できなくなった場合には川上の製造プラントまで停止を余儀なくされる。過失や事故により環境法令違反を引き起こし罰金等の刑罰を受けるに至った場合に、廃棄物処理施設の許可が取り消され、事業所内での廃棄物の自己処理ができなくなり、その結果として、事業活動自体の継続ができなくなることは非常に不合理であり、何らかの法律上・制度上の手当てをお願いしたい。		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項及び第4項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2項第2号	一般廃棄物に該当する。	c	-	廃棄物処理法において、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任に着目した廃棄物処理法上での区分に鑑みると、同一性状であることをもって処理の責任主体までを同一とすることは排出事業者責任をあいまいにするものであり適当ではないと考える。なお、平成15年廃棄物処理法改正により、産業廃棄物処理施設の設置者が、その施設において処理を行っている産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を、都道府県知事等への届出により受け入れることのできる特例が設けられており、この特例を利用することにより産業廃棄物処理施設において一般廃棄物である木くずを受け入れることは可能である。		z1300033	環境省	事業系一般廃棄物(木くず)の処理方法	5094	50940011	11	ソニー株式会社	11	事業系一般廃棄物(木くず)の処理方法	事業系一般廃棄物(木くず)の処理方法について、ある一定規模の排出がある場合においては産業廃棄物とみなし、産業廃棄物処理と同等の処理方法の適用が可能となるよう、規制改革を望む。	現在、木くずについては、“建設業”および“木材又は木製品の製造業”を除き、一般廃棄物として処理される。従って、木材パレットなど、事業所から出る木くずについて、産業廃棄物処理業者による処理が不可能となっている。この結果、当該廃棄物の処理には、自治体の運営する処理施設へ直接搬入する、一般廃棄物業者に廃棄を委託する、のいずれかの方法が必要であり、自治体を越えた処理も困難であるなどの制約もあつて、業務遂行上のコスト要因となつている。そもそも、同じ材質であるにもかかわらず、排出業種による分類がなされるのはおかしく、また、一般廃棄物として処理される場合、行政によっては、単純な焼却処理ケースもあり、資源循環という観点からも望ましくない。廃棄物の資源循環という観点も加味した、規制改革が必要だと考える。		
出張旅費については概算又は精算により支払っている。立替払については便宜上の制度であり、非常に限られた場合のみ行っている。		d	措置を必要としない	現状では、旅費に関して職員が自発的にクレジットカードを利用している例もみうけられる。旅費は原則として出張者本人の銀行口座等に振り込まれる。クレジットカードの利用は出張者本人の随意であり、職員全員に強制する必要性が不明。また、セキュリティの確保についても不明。		z1300034	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各官庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各官庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項、第14条第9項	産業廃棄物については、排出事業者責任を貫徹する観点から、他人に処理を委託する場合には排出事業者自らが委託する必要がある。	c	-	産業廃棄物に係る委託基準は、産業廃棄物は当該廃棄物の排出事業者が自らの責任で処理しなければならないとする排出事業者責任の観点から、安易な処理委託による不適正処理を防止する観点から設けられているものである。 本件については、産業廃棄物である下水道汚泥の排出事業者たる下水道管理者が責任をもって産業廃棄物処理業者に下水汚泥の処理を委託すべきであり、下水道維持管理者に責任転嫁をすることは適切ではないと考えられる。なお、下水道管理者が産業廃棄物処理業者に処理を委託する際に、委託契約に係る事務を維持管理者に委任することは可能である。		z1300035	環境省	下水道処理汚泥等の産業廃棄物の運搬および処分に関する委託の特例	5102	51020005	11	松山市	5	下水道処理汚泥等の産業廃棄物の運搬および処分に関する委託の特例	汚泥等の運搬及び処分の許可を持っていない運転・維持管理者であっても産業廃棄物処理業の許可業者に再委託する余地がある。汚泥処理・運搬も含めて、包括的に委託できれば維持管理コストの軽減や業務の効率化がいつそう進むものと考えられる。	下水処理場の運転・維持管理業務の包括的民間委託の実施を検討しているが、汚泥処理関係の委託が包括的にできない。懸念されている排出事業者については、下水道法において、下水処理の責任は自治体にあると明記されている事から、排出事業者責任は松山市にあり処理業者の指導も松山市が行う。	国土交通省が指導している、下水処理場の運転管理を包括的に委託する場合、汚泥等の運搬・処分についても民間事業者の技術力や創意工夫により改善される余地がある。汚泥処理・運搬も含めて、包括的に委託できれば維持管理コストの軽減や業務の効率化がいつそう進むものと考えられる。	国土交通省が指導している、下水処理場の運転管理を包括的に委託する場合、汚泥等の運搬・処分についても民間事業者の懸念されている排出事業者については、下水道法において、下水処理の責任は自治体にあると明記されている事から、排出事業者責任は松山市にあり処理業者の指導も松山市が行う。	当提案は、構造改革特区の2次提案、3次提案を実施し、「C」、「D-1」の案件である。経過は別記のとおり。 添付資料5-1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 添付資料5-2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 添付資料5-3 過去における提案の経緯 添付資料5-4 第3次構造改革特区構想提案書 添付資料5-5 第3次規制特例再提案書 添付資料5-6 概要説明
自動車NOx・PM法、大気汚染防止法	自動車NOx・PMに基づき、対策地域のトラック・バス等、ディーゼル乗用車のうち排出基準を満たさないものについては、一定の期間が経過した後、自動車検査証を交付しない規制措置(車種規制)を講じている。	C	-	自動車NOx・PM法により、特に大気汚染の厳しい大都市圏に限った特別な規制として、道路運送車両法に基づく自動車登録制度を活用した車種規制を行うなど同法に基づく平成22年度までに環境基準を概ね達成させる目標に向け懸命の努力を傾けているところ。 自動車登録制度によらず流入車の規制を行う場合においては、その担保手段となるべき路上取締りの体制整備や違反車両の確認方法の確立等も必要となるが、自治体によって体制や予算規模が大きく異なる現状を鑑みると、対策地域全体に流入する車をも含めた走行規制を国の制度として一律に導入することは困難。また、大気環境の良好な地域にまで、かかる特別の規制を及ぼすことは過剰規制となる。 昨年度から使用過程車の排ガス性状の劣化等について調査を実施中。この調査結果を踏まえ、各府省と連携し、使用過程車の排出ガス性能を良好に維持・確保する方策について検討していく。		z1300036	環境省	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	5117	51170017	11	東京都	17	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	自動車NOx・PM法では車検制度によって、違反車両は対策地域に登録することができなくなるが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象とするなど、抜本的な使用過程車対策を実施すること。 車検の時の使用過程車規制について、実効性ある対策を実施するため、大気汚染防止法に基づく基準値を設定すること。		・都における深刻な大気汚染の根本的な原因は、国の自動車排出ガス規制の遅れにある。 ・大気汚染を改善し、都民、国民の生命と健康を守るためには、国の責任で使用過程車対策の抜本的な見直しを行う必要がある。		
廃棄物処理法16条の3	国民、事業者、国及び地方公共団体に対して、廃棄物の排出抑制及び適正処理に必要な規制を行うことにより、生活環境保全及び公衆衛生向上を図る。	e	-	近年、軽油取引税の脱税目的で、重油と軽油を混ぜ、不純物を取り除いた過程で生じた硫酸ピッチが処理されず放置され、容器の腐食による流出及び性状変化による亜硫酸ガスの発生による人の健康又は生活環境に著しい被害を生ずる事案が社会問題となっている。廃棄物処理法では、廃棄物処理の各段階において適正処理を義務付けているが、従来改善命令に従わなかった場合の間接的な担保として罰則を設けている。 しかし、硫酸ピッチに関しては生活環境の保全上支障を生ずるような場合もあることから、廃棄物処理法を改正し、硫酸ピッチを指定有害廃棄物に指定し、定められた基準以外での保管や処分等を禁止し、これに違反した場合は直罰とする廃棄物処理法等の改正について平成16年10月27日から施行し、各都道府県・保健所設置市では取締りを強化しているところであり、措置済みである。 なお、廃棄物処理法が規制するのは、廃棄物の処理であり、硫酸ピッチは不正軽油の密造に伴う副生成物であるため、その発生防止は不正軽油密造対策となり、廃棄物対策とはならない。	廃棄物処理法が規制するのは、廃棄物の処理であり、また、硫酸ピッチは不正軽油の密造に伴う副生成物であるため、その発生防止は不正軽油密造対策として進められるべきものである。	z1300037	総務省、環境省	不正軽油対策	5117	51170018	11	東京都	18	不正軽油対策	不正軽油による環境悪化を防止するとともに、流通形態の多様化に伴う脱税、滞納などの問題に対処するため、不正軽油の製造を禁止するなど、抜本的な対策を早急に講じること。		・平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ピッチの保管基準等の強化等がなされ、平成16年度の地方税改正では、軽油取引税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲受に関する罰則の創設等が盛り込まれた。 ・しかし現行法では不正軽油を製造する行為や硫酸ピッチの不法投棄を根絶することは極めて困難である。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
環境基本法第16条	環境基準は、環境基本法に基づき設定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならないとされている。大気汚染に係る環境基準としては現在、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5物質のほか、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4つの有害大気汚染物質等について設定されている。	b		粒径2.5μm以下の微小粒子状物質(いわゆるPM2.5)の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から(平成18年度までの予定)全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討することとしている。 なお、粒子状物質対策については、粒径10μm以下の粒子状物質に係る環境基準を設定し、大気汚染防止法や自動車NOx・PM法に基づく規制等、基準達成に向けた施策を講じているところであり、これらの取組は、PM2.5等の低減にも寄与するものと考えている。		z1300038	環境省	ディーゼル排出微小粒子の環境基準の設定	5117	51170019	11	東京都	19	ディーゼル排出微小粒子の環境基準の設定	大気汚染の原因であるディーゼル排出微小粒子など微小粒子(PM2.5)についての環境基準を設定すること。		・微小粒子については、その濃度と呼吸器や循環器系疾患などと強い関連性を示す報告がある。 ・ディーゼル排出微小粒子のほとんどが微小粒子と言われている。 ・微小粒子についての環境基準の設定を行うなど、微小粒子状物質等による大気汚染から都民の健康と生命を守る有効性のある対策をとる必要がある。	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	船舶から排出される排出ガスによる大気汚染の防止を図るため、平成17年5月発効予定のマルポール条約附属書の国内法である「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海洋汚染防止法」という。)を一部改正し、新たに船舶の排出ガス規制や燃料中の硫黄分規制について定めたところであり、条約発効とともに施行する予定。	c		東京湾等の港湾周辺では、船舶排出ガスの影響もあって汚染濃度がやや高い状況にあるが、これらの地区における環境基準達成に支障がある状況ではない。しかしながらご指摘のとおりこれらの地区では比較的汚染濃度が高く、その低減も重要な問題であると認識している。東京湾等における地方公共団体の取組とあわせて、国としては、船舶からの大気汚染を防止するための、国際的な取り組みである「マルポール条約附属書」の国内法として「海洋汚染防止法」の改正が第159回国会で行われたところであり、この法律の適切な施行を図っていくことが汚染軽減に当たって、まずもって必要と考えているところ。		z1300039	国土交通省、環境省	船舶からの排出ガス対策	5117	51170020	11	東京都	20	船舶からの排出ガス対策	使用燃料の良質化や陸上電源の利用等、有効な船舶排出ガス対策について積極的に検討し早期に対策を講ずること。		・東京湾周辺の二酸化窒素や二酸化硫黄の大気環境濃度は、長期間継続して高い状況にある。これは港湾地域が抱える共通の問題であり、本年、マルポール条約の批准に伴い海洋汚染防止法の改正が行われたところであるが、国の責任において、船舶からの排出ガスについてより抜本的な対策を講じる必要がある。	
国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)	グリーン購入法においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下、基本方針という)の中で、同法の対象となる品目(自動車、ボールペン等)について定めるとともに、当該品目に対し、環境負荷低減の観点から国等が購入する際の判断の基準(省エネ性能やリサイクル率)を定めることとされている。 国等の各機関は、毎年度、基本方針に基づき「調達方針」を作成・公表し、対象となる品目(特定調達品目)に対し調達目標等を定め、これに基づき環境物品等の調達を推進している。 なお、基本方針に定める品目及びその判断の基準については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜追加・見直しを行うこととしている。	d	該当なし	グリーン購入法は、対象機関に対し、調達方針を作成し、目標を立てて計画的にグリーン購入に取り組むことを定めるものであり、基本方針に定める基準を満たさない購入は、グリーン購入法における調達実績としてカウントされることはないが、各対象機関がさまざまな要件も考慮しつつ、柔軟に調達を行うことは、現時点においても可能である。 なお、基本方針に定める品目及びその判断の基準については、適宜見直しを行うこととしており、これまで、毎年度の見直しを行ってきたところ。「同等性のある生産手法」についても、定量的かつ客観性のある基準として具体的な基準案をご提案いただければ、上記見直し手続きの中で検討に参りたい。	(対象品目の判断の基準について) グリーン購入法においては、日常的に購入の多い品目を対象としているため、発注要件を満たすか否かの確認において、発注者や請負者に多大な負担がかからないように、目的やニーズのような抽象的な要件を定めて発注する方法ではなく、対象品目の判断基準について定量的かつ客観的な基準を設定することとしており、これは合理的な手法であると考えている。さらに、このような基準を設定することにより、具体的に環境物品の調達実績の把握が可能となる。各調達機関は、この結果を公表することとしており、これにより国等の機関によるグリーン購入は高い成果をあげることができている。	z1300040	国土交通省、総務省、財務省、国土交通省、総務省、財務省、e環境省、f外務省	政府調達の透明化の推進	5120	51200010	11	欧州委員会(EU)	10	政府調達の透明化の推進	国土交通省の認定制度に加えて、EUは経費の評価の一環としてまた資格審査段階において、発注機関が外国における経験を直接認定できるようにすることを提案する。国内・国外の経験を一切区別せず、平等に考慮すべきである。 経営事項審査制度において、主要な財務および技術に関する能力について、下限指標の導入をEUは提案する。EUは、企業が入札に先んじて経営事項審査を受ける義務を撤廃し、発注機関自体が各々の調達手続において、企業能力の評価を行うことを提案する。 EUは、登録義務を撤廃するか、MLITにおける統一登録に代替し、それを日本全国の発注機関において有効とすることを提案する。 EUは、現行の予定価格制度を廃止するか、EUで適用しているものと同様の制度、すなわち各契約のために指定された予算の提示、に切り替えることを提案する。いずれにせよ、異常に低い価格の応札を自動的に拒絶すべきではない。その代わりに、入札者にそのような低価格で応札した理由と正当性を説明する機会を与えるべきである。	(具体的要望内容より続き) e. EUは、技術仕様的设计あるいは記述的特性に合致してはいないが、その要件に明らかに適合しており、発注の目的とニーズを満たしているような「同等性のある」手法に基づく応札については、発注機関がそれを考慮できるようにすべきと提案する。EUは、日本に対して、革新的な技術手法を考慮することを奨励する。この観点において、EUは日本が環境物品等の調達に係る技術的要件を見直し、「同等性のある」生産手法を受け入れることを要請する。 f. EUは、日本では事業所を設立してはいるような企業のために、政府調達セミナーの際に全庁から配布および説明が行われるその年度に予定されている調達の全リストを、外務省・総務省のホームページに掲載することを提案する。また、このセミナーの対象範囲を拡大し、当該年度内に実施されるすべてのインフラ事業を対象とするよう提案する。	「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.1政府調達による。	